

## 平成21年度定期監査（11）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（11）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成21年12月14日から同月25日までの間において実日数7日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

##### (3) 監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等について監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を実施した。

ア 業務委託等について、受託事業者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書や精算書の内容確認を十分行っているか。

イ 随意契約は、適正に行われているか。また、権限を超えた契約、不当な分割契約がなされていないか。

##### (4) 監査対象部課

ア 教育委員会事務局学校教育部

(ア) 庶務課

(イ) 新しい学校づくり担当課

(ウ) 学務課

(エ) 施設課

(オ) 保健給食課（以下の施設を含む。）

・第二総合調理場

(カ) 教育指導課

(キ) 総合教育センター（以下の施設を含む。）

- ・光が丘教育相談室
- イ 教育委員会事務局生涯学習部
  - (ア) 生涯学習課（以下の施設を含む。）
    - ・練馬公民館、美術館
  - (イ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）
    - ・総合体育館、桜台体育館、上石神井体育館、三原台温水プール、土支田庭球場、夏の雲公園多目的広場、光が丘体育館
  - (ウ) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）
    - ・貫井図書館、小竹図書館

## 2 監査の結果

適正に行われていた。